

神奈川県国有林の地域別の森林計画書

(神奈川県森林計画区)

計画期間 自 平成20年4月1日
至 平成30年3月31日

関東森林管理局

この国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2に基づき、法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全に関する計画である。

この計画の計画期間は、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 0は、単位未満のもの。
- ② ーは、該当がないもの。

目 次

I 計画の大綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け	1
（1）位置及び面積	1
（2）自然的背景	1
（3）社会経済的背景	2
2 計画樹立にあたっての基本的な考え方	4

II 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域	5
2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
（1）森林の有する機能別の森林の所在及び面積	6
（2）森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
（3）その他必要な事項	8
3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	9
（1）森林の立木竹の伐採に関する基本的な事項	9
（2）伐採立木材積	12
（3）その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項	12
4 造林面積その他造林に関する事項	13
（1）造林に関する基本的な事項	13
（2）人工造林及び天然更新別の造林面積	14
（3）その他造林に関する必要な事項	14
5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	15
（1）間伐及び保育に関する基本的な事項	15
（2）間伐立木材積	16
（3）その他間伐及び保育に関する必要な事項	16
6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	17
（1）公益的機能別施業森林の区域	17
（2）公益的機能別施業森林区域内における施業の方法	17
（3）その他必要な事項	17
7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	18
（1）林道の開設及び改良に関する基本的な考え方	18
（2）開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	18
（3）更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	18
（4）その他必要な事項	18
8 森林施業の合理化に関する事項	19
（1）林業に従事する者の養成及び確保	19
（2）林業機械の導入の促進	19
（3）作業路等の整備	19
（4）林産物の利用促進のための施設の整備	19
（5）その他必要な事項	19

9	森林の土地の保全に関する事項	20
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	20
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	20
	(3) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項	20
	(4) その他必要な事項	20
10	保安施設に関する事項	21
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	21
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	21
	(3) 実施すべき治山事業の数量	21
	(4) その他必要な事項	21
11	その他必要な事項	22
	(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	22
	(2) 森林の保護及び管理	22
	(3) その他必要な事項	22
別表 1	森林の有する機能別の森林の所在及び面積	23
別表 2	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	36
別表 3	伐採立木材積	37
別表 4	人工造林及び天然更新別の造林面積	37
別表 5	公益的機能別施業森林の区域	38
別表 6	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	42
別表 7	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	43
別表 8	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	46
別表 9	実施すべき治山事業の数量	47
別表10	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	48
別表11	保安林の指定施業要件	53
別紙12	保安林の種類別の伐採の方法	55
別紙13	自然公園区域内における森林の施業	56
別表14	砂防指定地等の森林の施業	57

(附) 参考資料

1 森林計画区の概況

- (1) 市町村別土地面積及び森林面積
- (2) 地況
- (3) 土地利用の現況
- (4) 産業別生産額
- (5) 産業別就業者数

2 森林の現況

- (1) 齢級別森林資源表
- (2) 制限林普通林別森林資源表
- (3) 市町村別森林資源表
- (4) 制限林の種類別面積
- (5) 樹種別材積表
- (6) 荒廃地等の面積
- (7) 森林の被害

3 林業の動向

- (1) 森林組合及び生産森林組合の現況
- (2) 林業事業体等の現況
- (3) 林業労働力の概況
- (4) 林業機械化の概況
- (5) 作業路網等整備の概況

4 前期計画の実行状況

- (1) 伐採立木材積
- (2) 人工造林・天然更新別面積
- (3) 育成複層林施業導入面積
- (4) 林道の開設又は拡張の数量
- (5) 保安施設の数量

5 林地の異動状況(森林計画の対象森林)

- (1) 森林より森林以外への異動
- (2) 森林以外より森林への異動

6 森林資源の推移

- (1) 分期別伐採立木材積等
- (2) 分期別期首資源表

I 計画の大綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け

(1) 位置及び面積

当計画区は、神奈川県全域の19市13町1村を包括している。

この計画区の森林面積は95千haで、神奈川県総面積の39%を占めており、うち、国有林は官行造林地を含め、約10.1千haであり、4市3町に位置する。

(2) 自然的背景

国有林は、相模川の右岸及び県西部の丹沢山、菰釣山及び芦ノ湖周辺に位置し、自然的背景は以下のとおりである。

ア 地勢

(ア) 山系

県西部の塔ノ岳、丹沢山、蛭ヶ岳、菰釣山等で構成する丹沢山地及び神山、駒ヶ岳等で構成する箱根火山である。

(イ) 水系

主な水系は、道志川、串川、中津川等の支流を集め県中央部を通過し相模湾に注ぐ相模川水系と丹沢山地の河内川等の支流を集め県西部を流れ相模湾に注ぐ酒匂川水系からなっている。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

丹沢山地の大部分は、新生代第三紀の砂岩、泥岩、礫岩等とその後侵入した石英閃緑岩から構成されている。また、箱根火山は、新生代第四紀の火山活動による火成岩類の安山岩によって構成されている。

多摩丘陵、相模野台地には関東ロームが広く分布している。

(イ) 土壌

土壌は、低山帯から山地帯にかけ全体的に褐色森林土が広く分布しているが、三国山周辺の稜線には黒色土が見られる。また、箱根火山一体は火山噴出物を起源とする黒色土が広く分布している。

ウ 気候

計画区の年間の平均気温は16度前後で太平洋型気候に属するが、丹沢、箱根等の山地部は冬低温の山地性気候であり、多摩丘陵、相模野台地は冬低温、夏高温の内陸性気候である。

年間降水量は内陸の多摩丘陵では1,700mm程度であるが、山間部の丹沢では2,400mm、箱根火山では、3,000mm以上である。

エ 森林の概況

本計画区の森林面積は95千haであり、森林率は39%と低く、人工林率も38%となっている。このうち国有林は10.1千ha（11%）で、国有林の占める比率は低く、現況は以下のとおりである。

（ア）人工林

国有林のうち人工林は4.5千ha（45%）で、その内訳は、スギ15%、ヒノキ55%、その他30%となっている。

齢級別にみると、Ⅰ～Ⅳ齢級の幼齢林が全体の6%、Ⅴ～Ⅷ齢級が25%、Ⅸ齢級以上が69%と、伐期齢を超えた林分が大半を占め、ⅩⅩ齢級を超える林分も見られる。

スギ、ヒノキの人工林の生育は概ね良好である。

（イ）天然林

天然林は4.8千ha（48%）を占めており、低標高の暖温帯域ではシイ、カシなどの植生が、また、高標高に位置する冷温帯域ではブナも見られる。蓄積は総蓄積の38%にあたる。

（3）社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

本計画区の人口は約879万人である。

労働力人口は456万人で、産業別就業者の割合は、第1次産業が1%、第2次産業が24%、第3次産業が72%となっており、第1次産業の就業者の比率が低位にある。

イ 土地の利用状況

本計画区の総面積約242千haのうち森林が39%を占め、農耕地が9%、その他が52%となっている。

ウ 交通網

鉄道は、東海道新幹線、東海道本線、中央本線等のJR各線や小田急電鉄、相模鉄道等の私鉄各線が縦横に走っている。

道路については、東名、中央高速道路や国道1号線を含む多くの国道、県道等の一般道の整備が進められている。

エ 地域産業の概況

労働力人口は4,564千人で全国第2位となっているが、第1次産業の就業者数は、約42千人と少なく、林業従事者に至ってはわずか220人程である。

第2次産業の就業者数は約1,023千人（24%）、第3次産業の就業者数は、約3,110千人（72%）となっている。

県東部は、都市化、工業化が大変進んでいるが、美しい海岸線を呈している湘南、三浦半島や豊かな山なみに抱かれた県西部では、観光産業も盛んである。

その中でも箱根地域は、古くから山岳、温泉等の観光資源に恵まれ、旅館業等が盛んである。

オ 林業・林産業の概要

神奈川の林業・林産業の現状は、外材の輸入、林業従事者の減少等から林業・林産業活動が停滞をしてきている。素材生産についてもほぼ横ばい状態で推移している。

一方、森林の手入れ不足となっている森林が増加しつつあり、森林の機能の低下が危惧されている。近年、間伐を中心に森林整備が進められてきてはいるが、森林を適切に管理する上で林業・林産業活動の活性化をより推進する必要がある。

2 計画樹立にあたっての基本的な考え方

国有林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や地球温暖化の防止、生物多様性の保全等への寄与等、森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、国民の要請は高度化・多様化してきている。

このような国民の期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっている。

上記の課題に応じていくためには、公益的機能の発揮を図りつつ、木材資源の効率的な循環・利用に対応するため、若齢の人工林に加え、高齢級の人工林についても適切な間伐等の抜き伐りを実施し、公益的機能の発揮に対する要請及び多様な木材需要に対応するため、森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を図るとともに、立地条件や国民のニーズを踏まえた広葉樹林化、長伐期化等多様な森林整備を推進する。

併せて、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策などにより森林の保全の確保を図ることを基軸としつつ、森林の有する多面的機能のうち、重視すべき機能に応じた森林資源の整備及び保全の推進を図ることとする。

また、生活に密着したふれあいの場、森林浴の場、野外教育や環境教育の場、野生鳥獣との共存の場、精神的な豊かさを養う場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場及び都市・山村交流の場として森林空間を様々に利用する森林の総合利用に対応するとともに、国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進する必要がある。

本計画の樹立にあたっては、上記のような基本的な考え方に沿って、民有林関係者との緊密な連絡調整を図りつつ、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにしつつ、自然環境の維持・管理に努めることとする。

Ⅱ 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区	分	面	積	備	考
総	数	10,123.81			
市 村 別 内 訳	小田原市	37.57			
	相模原市	975.57			
	秦野市	659.41			
	南足柄市	510.86			
	山北町	6,460.07			
	箱根町	1,395.38			
	湯河原町	84.95			

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
- 2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課、関東森林管理局東京事務所及び東京神奈川森林管理署とする。

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

別表1のとおり定める。

なお、各機能の定義は次のとおりである。

ア 水源かん養機能

水資源を保持し渇水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能

イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面浸食等山地の荒廃を防止し、土地を保全する機能

ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する等の機能

エ 保健文化機能

保健・文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する等の機能

オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

ア 森林の整備及び保全の目標

本計画区内の森林の自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化及び木材等生産の各機能について、特にその機能を高度に発揮させる必要のある森林の機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

(ア) 水源かん養機能

下層植生の発達と樹木の根の発達等により、水を蓄える孔隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

(イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間と光環境が確保され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

(ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど、良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝

葉が多く茂っている等遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

(エ) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化的・教育的活動に適した施設が整備されている森林

(オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で好適な樹木により構成され、生長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

イ 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全にあたっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案のうえ、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人の共生林」及び木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分する。この区分を踏まえ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等を行うとともに、スギ等の花粉発生の抑制対策の推進など、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

(ア) 水土保持林

水土保持林は、災害に強い国土基盤の形成、又は良質な水の安定供給を確保する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて、保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促進しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な間伐・保育等を促進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定

やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要な谷止工や土留工等の施設の設置を推進することを基本とする。

(イ) 森林と人との共生林

森林と人との共生林は、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人間との共生を図る観点から、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業や森林の保全を推進することとする。

具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や、立地条件や国民のニーズ等に応じた広葉樹の導入を図る施業を推進するとともに、生活環境の保全、保健、風致の保存等のため保安林の指定やその管理、野生動植物のための回廊の確保にも配慮した生態系としての重要な森林の保全、防風や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進することとする。

(ウ) 資源の循環利用林

資源の循環利用林は、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。

(エ) 対象面積

単位：ha

区	分	面	積						
総	数	10,123.81							
水	土	保	全	林	4,100.17				
森	林	と	人	の	共	生	林	4,793.17	
資	源	の	循	環	利	用	林	1,230.47	

ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等別表2のとおり定める。

(3) その他必要な事項

特になし。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

ア 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種				
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ 類	そ の 他 針 葉 樹	そ の 他 広 葉 樹
全 域	45	50	35	60	25

イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

気候、地形、土壌等の自然条件、森林の賦存状況、森林の構成、施業制限の有無、木材需要の動向等を勘案し、国土の保全等森林の有する公益的機能の発揮に配慮しつつ、跡地の確実な更新の確保、森林生産力の向上を旨として次によることとする。

(ア) 皆伐

a 皆伐新植を行う森林

(a) 対象森林

気象、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、人工造林を実行することで高い林地生産力が期待され、かつ、投資の効率性が確保される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林を対象とする。

(b) 生産目標別の主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うこととし、本計画区における樹種別、生産目標別の主伐の時期は次表のとおりとする。

地 区	樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主 伐 の 時 期 (年)
		生 産 目 標	仕 立 方 法	期 待 径 級 (cm)	
全 域	ス ギ	一般建築材	中仕立	22～26	45～55
		芯持柱材	〃	18～20	45～55
		造作材	〃	30以上	90～120
	ヒ ノ キ	一般建築材	〃	22～24	50～60
		芯持柱材	〃	18～20	50～55
		造作材	〃	28以上	90～120
アカマツ	一般材	〃	22～24	50～60	

(c) 伐区の形状その他立木の伐採に関する留意事項

一箇所あたりの伐採面積は、制限林及び水土保持林に区分された普通林にあっては、おおむね5ha以下（法令等により一箇所あたりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とし、それ以外の普通林にあっては、おおむね20ha以下とする。

ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。

伐採箇所は、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するとともに、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。

特に、水土保持林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮する。

また、利用径級に達しない有用樹種であっても、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残することとする。

b 皆伐天然更新を行う森林

(a) 対象森林

気象、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、アカマツを主として母樹保残等による天然更新が確実な森林及びクヌギ、コナラ等を主としてぼう芽による更新が確実な森林を対象とする。

(b) 伐区の形状その他立木の伐採に関する留意事項

一箇所あたりの伐採面積は、制限林及び水土保持林に区分された普通林にあっては、おおむね5ha以下（法令等により一箇所あたりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とし、それ以外の普通林にあっては、おおむね10ha以下とする。

ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。

伐採箇所は、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するとともに、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。

特に、水土保持林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮する。

また、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について配慮するとともに、伐採にあたっては、天然生稚幼樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

(イ) 漸伐

a 対象森林

気象、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて漸伐による伐採が適切と認められる森林で、天然更新の確保が確実な森林を対象とする。

b 伐区の形状その他立木の伐採に関する留意事項

一箇所あたりの伐採面積は、制限林にあつては、おおむね5ha以下（法令等により一箇所あたりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とし、制限林以外の普通林にあつては、おおむね10ha以下とする。

伐採箇所は、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するとともに、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。

また、伐採率は、おおむね70%以内とし、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について配慮するとともに、稚幼樹、優良中小径木の育成及び母樹の保残を図ることとする。

ただし、水土保持林にあつては、山地災害防止機能、水源かん養機能を維持増進させる必要があるため、伐採率は50%以内とする。

(ウ) 択伐

択伐を行う森林は、法令等の制限により伐採の方法が択伐に制限されている森林及び地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、択伐による伐採が適切と認められる森林で、天然更新が確実な林分を対象とする。

伐採にあつては、樹種構成、林木の成長、生産材の期待径級等を勘案するとともに、森林生産力の増大が図られる適正な林相に誘導するよう配慮することとし、伐採率は、おおむね30%以内（法令等による制限のある場合はその範囲内）とする。

(エ) 複層林施業のための伐採

国土の保全、良質な水の安定供給の確保、自然環境の保全・形成等公益的機能の高度発揮の配慮及び人工林の齢級構成の平準化が必要な人工林の中から、気象、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、複層林による森林の造成が確実な林分を対象とする。

また、伐採にあつては、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

伐採率は、植栽される下層木の良好な生育環境の確保及び下層木と競合する林床植生の生育を抑制する観点から、適正な林内相対照度（40～50%）を確保するため、40～60%を目安とする。

(2) 伐採立木材積

別表3のとおり計画する。

(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項

主伐を見合わせるべき立木の樹種ごとの年齢は、次のもの以下とする。

単位：年

樹種	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	その他 広葉樹
全域	25	30	20	40	10

(注) ただし、次の森林は除く。

- ① 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第7条の2に掲げる森林であつて伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限を受けているもの
- ② 試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

ア 造林樹種

(ア) 人工造林をすべき樹種

適地適木を旨とするが、既往造林地の成林状況及び当地域における市場性等を勘案し、スギ、ヒノキ等の針葉樹のほか、地域に応じた高木性の広葉樹とする。

(イ) 天然更新補助作業の対象樹種

高木性の樹種とする。

イ 造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

次表を目安とし、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請、既往の施業体系及び、地位等の立地条件、保残木の配置状況を勘案し決定する。

単位：本/ha

スギ	ヒノキ
3,000	3,000

(注) 1 複層林施業における下木の植栽本数は、上記本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、上層木の配置状況等を勘案し決定する。

2 針広混交林へ誘導する場合にあっては、関係法令を遵守のうえ、保残木や有用天然稚幼樹の発生状況等を考慮した本数とする。

(イ) その他人工造林の標準的な方法

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

b 植付け

気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期作業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が期待出来るよう実施する。

なお、植栽時期は原則として、春植えとする。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次によることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新のための種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着

床と稚樹の発生及び生育の促進を図ることとする。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

c 植込み

天然下種更新及びぼう芽更新の箇所については適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所について、前述の「天然更新補助作業の対象樹種」に基づき、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行うこととする。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

伐採跡地の更新をすべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、皆伐を行い人工造林によるものについては原則として、伐採後2年以内とする。

また、人工林択伐を実施する場合は、伐採後5年以内とし、天然更新による場合、更新が完了していないと認められるときは、植栽により確実な更新を図ることとする。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

別表4のとおり計画する。

(3) その他造林に関する必要な事項

育成複層林施業導入面積

単位 面積：ha

区 分	面 積
総 数	750

注) 育成複層林施業導入とは、人為により複数樹冠層を構成する森林として成立させる施業（下層植栽、更新補助作業、除伐等の保育作業、間伐）を初めて行うことである。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

ア 間伐の標準的な方法

樹 種	施 業 体 系	間 伐 時 期 (年)					間 伐 の 方 法
		初 回	2 回 目	3 回 目	4 回 目	5 回 目	
ス ギ	一般建築材	25-30	35-40				<p>○ 選木は、林分構成の適正化を図るため立木の配置を基準として、残存木の質的向上に留意しつつ、利用面・効率面も考慮し、単木或いは列状により行うこととする。</p> <p>○ 間伐率は、おおむね20～35%とする。</p>
	芯持柱材	25-30	35-40				
	造 作 材	25-30	35-40	45-50	55-60	65-70	
ヒ ノ キ	一般建築材	30-35	40-45				
	芯持柱材	30-35	40-45				
	造 作 材	30-35	40-45	50-55	60-65	70-75	
アカマツ	一般建築材	30-35	40-45				
	造 作 材	30-35	40-45	50-55	60-65		

イ 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐等の保育については、次表により現地の実態に即した、適期適作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

保育の種類	樹種	実施林齢														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ	△	○	○	○	○	△									
	ヒノキ	△	○	○	○	○	○									
	アカマツ	△	△	△	△											
	広葉樹	△	○	○	△											
つる切	スギ							←	△	→		←	△	→		
	ヒノキ							←	△	→		←	△	→		
	アカマツ					←	△	→								
除伐	スギ								←	○	→		←	○	→	
	ヒノキ								←	○	→		←	○	→	
	アカマツ							←	△	→	←	△	→			
	広葉樹								←	←	△	→	→			

(注) 1 △印は必要に応じて実行、←・→は実行時期の範囲を示す。

2 広葉樹のつる切については、現地の実態に応じ適切に行うこととする。

なお、実行にあたっては、次の点に留意することとする。

○ 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

○ 除伐の実行にあたっては、画一性を排し、有用天然木の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。

天然木の保育については、目的樹種の特長、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して適切に実施することとする。

(2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

特になし

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保全林」の区域

水土保全林の区域については、別表5のとおり定める。

イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表5のとおり定める。

ウ ア又はイのうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域 該当なし

(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

ア 水土保全林の区域における施業の方法

下層植生の維持（育成複層林施業にあつては、下層木の的確な生育）を図りつつ、適正な森林の立木蓄積を維持することを旨とし、造林すべき樹種、植栽本数については「4 造林面積その他造林に関する事項」、保育については「5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項」、伐採については「3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項」により行う。

イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

良好な自然環境の保全や多様な樹種・林相からなる森林の維持・造成を図ることを旨とし、造林すべき樹種、植栽本数については「4 造林面積その他造林に関する事項」、保育については「5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項」により行う。

なお、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を原則とし、森林とのふれあいの場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林施業又は育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林施業により行う。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域における 施業の方法 該当なし

(3) その他必要な事項

特になし。

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進する。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等 別表6のとおり定める。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし。

(4) その他必要な事項 特になし。

8 森林施業の合理化に関する事項

当計画区は、神奈川県西部の山梨、静岡県境に位置し、スギ、ヒノキの人工林と稜線はブナ、モミの天然林となっており急傾斜の地域となっている。

森林施業の合理化については、地方公共団体、林業・木材産業関係者が緊密な連携を図りつつ、林業の担い手の育成強化、林業の機械化、国産材の産地体制及び流通の整備等の推進に努めるものとする。

(1) 林業に従事する者の養成及び確保

当計画区における国有林に登録する林業事業者は、造林事業を中心に行っているが、事業量の減少、林業労働者の減少、高齢化等によりその経営基盤は脆弱な状況にある。

このため、民有林関係機関と連携を図りつつ、林業事業者に対して、安定的な事業量の確保、高性能林業機械の促進、担い手の育成確保と技能の向上、就労条件の改善などへの配慮等により林業事業者の体質強化に努めるものとする。

(2) 林業機械の導入の促進

林業生産性の向上、労働強化の軽減等を図るため、在来型の改良作業システムに加え、自然条件、路網の整備状況等地域の特性に応じた機械新作業システムの確立・普及及び林業機械オペレーターの養成を図り、高性能の機械化を推進することとし、タワーヤーダ、プロセッサ等の組み合わせによる高性能架線系作業システムの導入を目標として、機械化の推進に努めるものとする。

(3) 作業路等の整備

林道等を有機的に連結し、効率的な森林施業及び伐出コストの低減を図るため高性能林業機械による作業システムの導入に対応した作業路網の整備に努めるものとする。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備

民有林、国有林の関係者が連携を図り、木材の計画的・安定的な供給に努めることにより、流通・加工の条件整備を行うとともに、木材市場の育成に努めるものとする。

(5) その他必要な事項

該当なし

9 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区別表7のとおり定める。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法該当なし。

(3) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

土石の切取り、盛土等土地の形質の変更にあたっては、林地の保全に十分に留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

(4) その他必要な事項

特になし。

10 保安施設に関する事項

- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
別表8のとおり定める。
- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。
- (3) 実施すべき治山事業の数量
別表9のとおり定める。
- (4) その他必要な事項
特になし。

11 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法別表10のとおり定める。

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の保護及び管理の方針

山火事や廃棄物の不法投棄等の人為被害、森林病虫害、ニホンジカなど野生鳥獣による被害の発生する恐れのある地域については、被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視、保護標識の設置等を重点的に行うこととする。

この場合、地域住民、関係行政機関等との連携を図り、より効果的かつ適切な実施に努めることとする。

また、寒風害等の気象被害については、当該地域における過去の被害の発生状況、気象条件、地形等現地の実態に即した適切な施業方法等を選択することにより被害の未然防止に努めることとする。

イ 森林の巡視に関する事項

前記アの人為被害、天然被害の発生する恐れのある地域については、過去の入林者数の動向、被害の発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な実施に努めることとする。また、既設登山道以外への立ち入り禁止等の呼びかけも含めた巡視の適切な実施にも努めることとする。

ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林被害の防止思想の普及啓蒙を図るため、入林者数の動向、道路等の整備状況及び過去における山火事等の森林被害の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置に努めるとともに、森林の利用及び保護等に必要となる歩道等については、地元市町村の理解と協力を得つつ必要に応じて地域関係者等との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

(3) その他必要な事項

特になし。

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

(1) 水源かん養機能

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積
総数		9,238.37
小田原市		37.57
	3～5 全	小田原2市 官造
相模原市		580.30
	258～262 全 263 い～ち、ニ、ホ 264 い ₁ ～と ₂ 265～269 全 270 い ₁ ～り 274 い～は 275 全	
	----- 1～4 全	鳥屋 官造
	----- 1～3 全	青野原 官造
	----- 3 全	牧野 官造
	----- 1 全 2 全	佐野川 官造
秦野市		268.58
	162～164 全	
南足柄市		489.29
	4 全 5 全 6 全	一部事務 官造
	----- 4 い 6～10 全 12 全 18～23 全	南足柄5市 官造
	----- 1～9 全	南足柄2町 官造
	----- 1 全	南足柄2市 官造

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積	
南足柄市	2 全 6～10 全	南足柄2市 官造	
山北町	102 い1～ロ 103 い～イ、ハ、ニ、ホ 104 い1～ロ 105 い1～お 106～111 全 112 い～ね 113～119 全 120 い1～た 121～141 全 142 い1～く2 143 全 144 い～は、ロ 145～156 全 157 い～に 158 い～は	6,282.30	
	1 い～に 2 全 3 全 5 全	山北町山北 官造	
	1 全	山北町三保 官造	
	1 全	世附部落 官造	
	1 全 2 全 5 全	一部事務 官造	
	箱根町		1,395.38
		66 い～に 67 い～ほ 68～72 全 73 い～よ 74 全 75 い～ぬ	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
箱根町	76～78 全 79 い～り3、ホ1～ホ7 80 い～ほ、ロ 89～98 全 99 い～れ 100 全	
湯河原町		84,95
	58～60 全	

(2) 山地災害防止機能

単位 面積 : ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積
総数		4,544.69
相模原市	258 全	809.06
	259 全	
	260 い ₁ ～は	
	262 全	
	263 い、ろ ₂ ～ち	
	264 い ₁ ～と ₂	
	265 い ₂ ～は ₁ 、は ₃ ～ほ	
	266 は	
	268 ぬ、か～た	
	269 ろ	
	274 い～は	
	275 全	
	276 い～は	
	278～287 全	
288 い～と、ハ		
289 全		
290 い～と		

	1～4 全	鳥屋 官造

	1～3 全	青野原 官造

	3 全	牧野 官造
秦野市		650.55
	159～164 全	

	3 い ₁	秦野市北 官造
山北町		2,772.25
	102 へ、た～イ	
	107 イ	
	109 ろ、イ	
	110 ね～む	
	111 ろ～に ₉	
	112 は～へ、ぬ、ね	
113 は、に		

単位 面積 : ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積
山北町	114 イ 115 ほ 116 い 117 い ₁ 、い ₂ 118 い ₁ 、い ₂ 119 と ₁ 、と ₂ 、わ 120 は ₁ 、は ₂ 、た 121 は ₁ 、は ₂ 123 に～ほ ₃ 、と 126 い ₁ 128 イ 130 イ 131 い 132 に～へ 133 ろ、ほ、へ 134 ろ 135 ろ 136 へ 137 ぬ 138 ろ 143 全 144 い～は、口 145～156 全 157 い～に 158 全	
	----- 8～10 全	山北町共和 官造
箱根町	71 ほ 77 全 78 全 79 ほ、ち～り ₃ 80 い～に	309.66
湯河原町	58 イ	3.17

(3) 生活環境保全機能

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積
総数		1,471.48
相模原市		395.86
	274 い～は 275 全 276 い～は 278～279 全 280 い1～い3、は1、は2、へ1～と、り 282 ろ～に2 283～287 全 288 い～と、ハ 289 全 290 い～と	
秦野市		277.03
	159 ぬ、イ 160 に 161 つ1、つ2 162 ね、ロ 163 ろ1、ろ2 164 ろ、り、ぬ、イ	
山北町		798.59
	149～154 全 155 い 156 全 157 い～に 158 全	

(4) 保健文化機能

位 面積 : ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
総 数		10,115.32
小田原市		37.57
	3～5 全	小田原2市 官造
相模原市		975.57
	258～262 全 263 い～ち、ニ、ホ 264 い ₁ ～と ₂ 265～269 全 270 い～り 274 い～は 275 全 276 い～は 278～287 全 288 い～と、ハ 289 全 290 い～と	

	1～4 全	鳥屋 官造

	1～3 全	青野原 官造

3 全	牧野 官造	
秦 野 市		659.41
	159～164 全	

	2 全 3 全	秦野市北 官造

5 全	秦野市西 官造	
南足柄市		510.86
	4～6 全	一部事務 官造

4 い 6～10 全	南足柄5市 官造	

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積
南足柄市	12 全 18～23 全	南足柄5市 官造
	1～9 全	南足柄2町 官造
	1全 2全 4～10 全	南足柄2市 官造
山北町		6,460.07
	102 い ₁ ～ロ 103 い～イ、ハ～ホ 104 い ₁ ～ロ 105 い ₁ ～お 106～111 全 112 い～ね 113～119 全 120 い ₁ ～た 121～141 全 142 い～く ₂ 143 全 144 い～は、ロ 145～156 全 157 い～に 158 い～は	
	1 い～に 2 全 3 全 5 全	山北町山北 官造
	8～10 全	山北町共和 官造
	1 全	山北町三保 官造
	1 全	世附部落 官造

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
山北町	1 全 2 全 5 全	一部事務 官造
箱根町		1,395.38
	66 い～に 67 い～ほ 68～72 全 73 い～よ 74 全 75 い～ぬ 76～78 全 79 い～り ₃ 、ホ ₁ ～ホ ₇ 80 い～ほ、ロ 89～98 全 99 い～れ 100 全	
湯河原町		76.46
	58～60 全	

(5) 木材等生産機能

位 面積 : ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積
総数		3,074.33
小田原市		
	3 全 4 い 5 い、ろ	小田原2市 官造
相模原市		731.34
	258 い、ろ、に~ち 259 い~は ₂ 、ほ、ち~る 260 全 261 い~ろ ₂ 、に、ほ、と 262 全 263 い~へ、ち 265 い ₁ 、い ₃ 、は ₁ ~ほ 266 い ₁ ~に ₁ 、ほ~ぬ 267 い ₁ ~ろ、ほ~と ₂ 268 全 269 い ₁ 、い ₂ 、は~ほ 270 い ₁ ~り 274 ろ 278~280 全 281 い、は~へ、ち 282 全 283 い ₁ ~は ₂ 、ほ ₂ ~ぬ 284 い、ろ、に~へ 285 い~は、ほ~と、り、ぬ 286 全	
	1 全 2 全 3 ろ~る 4 ろ	鳥屋 官造
	1~3 全	青野原 官造
	3 全	牧野 官造

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
秦 野 市		26.88
	160 い 2 全 3 全	秦野市北 官造
	5 全	秦野市西 官造
南足柄市		408.51
	4~6 全	一部事務 官造
	4 い 6 全 7 い 8 全 9 い、ろ 10 い 12 全 18 ろ 19 い 20~23 全	南足柄5市 官造
	1~4 全 5 ろ、は、ほ 6 全 7 い~は 8 全 9 い、ろ	南足柄2町 官造
	1 全 2 全 4~7 全 8 い、ろ 9 い、ろ 10 い、ろ、に、ほ	南足柄2市 官造

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
山北町		1,667.68
	102 い ₂ 、い ₈ 、い ₉ 、り、る 103 ろ ₁ ～は ₁ 、は ₃ ～に ₂ 、る、か～れ 104 い ₄ 、い ₅ 、り 105 は ₁ ～は ₃ 、た、の 106 い～ほ、と 107 い ₁ ～ほ ₂ 、と、ち、わ、か 108 い～ち、ぬ、わ 109 い ₁ 、い ₂ 、は 112 よ 114 い ₁ 、い ₂ 、は～ね 115 ろ、は、へ～か ₄ 117 お～や 118 り ₅ 119 い ₁ ～ろ ₂ 、は、わ 120 い ₁ 、い ₃ 、い ₄ 、ほ～る、か～た 122 い ₁ ～ろ ₂ 、ほ～そ 123 は、ち 124 い、に ₁ 、に ₂ 、と ₁ 、と ₂ 、る～の 125 い ₁ 、ろ ₁ 、ろ ₃ 、に、ほ、ち、ぬ、わ～そ 127 ほ～わ ₁ 、よ～の 128 い～へ ₃ 、ち～ぬ、よ～そ、な～や 129 い ₁ 、ろ ₁ 、は、ほ～ぬ、わ、か、た～ね、ら～う 130 ろ ₁ 、ろ ₂ 、に、へ ₁ ～へ ₄ 、ち、ぬ～た 132 い ₁ ～は、ぬ～れ 133 と～ぬ 136 い ₁ 、は、と、ち、わ～た、そ～ね 137 い ₁ ～に、へ、と 139 い ₁ ～い ₆ 、へ ₁ 、と、ち ₁ 、り ₁ 、り ₃ 140 ろ、に ₁ 、に ₂ 、る～よ ₂ 、つ、な 141 い～は ₁ 、に ₁ ～に ₅ 、へ、と、ち、わ 142 い ₁ ～ほ、と ₁ ～り、る～よ、ね、く ₁ 、く ₂	
	----- 1 い～に 2 全 3 い～は、ほ	山北町山北 官造

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積
山北町	8 い～に 9 全	山北町共和 官造
	1 い～に	山北町三保 官造
	1 い～と	世附部落 官造
	1 全 2 全	一部事務 官造
箱根町		146.11
	67 ろ、に、 68 ろ～に 71 ろ～は ₂ 、へ 72 に 73 ろ、に、ほ、り～る 74 は、へ、ち、ぬ 75 ろ～ほ 78 い ₂ 79 ほ 89 ほ、へ 90 い、へ	
湯河原町		60.65
	58 い～に 59 い～は、ほ、へ、ち 60 い～は、へ～ち	

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分	現 況	計 画 期 末	参 考 (現 況)			
			水 土	共 生	循 環	
面 積	育成単層林	4,541.52	3,791.52	2,722.66	857.48	961.38
	育成複層林	86.01	836.01	82.41	3.60	
	天然生林	4,745.23	4,745.23	1,047.74	3,570.85	126.64
	合 計	9,372.76	9,372.76	3,852.81	4,431.93	1,088.02
森林蓄積丈 / ha		168	177			
林道整備率 %		99	99			

注1 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

- (1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）
- (2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{*2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*3}を構成する森林(施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む)として成立させ維持する施業（育成複層林施業）
- (3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

*1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

*2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

*3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

注2 現況については、平成19年3月31日現在の数値である。なお、「水土」は水土保全林、「共生」は森林と人との共生林、「循環」は資源の循環利用林を指す。

別表3 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	272	246	26	183	159	24	89	87	2

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	196	—

別表5 公益的機能別施業森林の区域

(1) 水土保持林の区域

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積
総数		4,100.17
相模原市		607.99
	258～262 全 263 い、ろ ₂ ～ち、ニ、ホ 264 い ₁ ～と ₂ 265 い ₂ ～は ₁ 、は ₃ ～ほ 266 ろ～と、り ₁ ～る 267 い ₃ ～と ₂ 268 全 269 全 278 全 279 全 280 い ₁ 、い ₃ 、ろ ₁ 、は ₁ ～り 281～287 全 288 い～と ₅ 、ハ 289 全 290 い～と	
山北町		3,408.80
	102 い ₁ ～ほ、と～ロ 103 い、ろ ₂ ～は ₄ 、ほ ₁ ～イ、ハ～ホ 104 い ₁ ～い ₃ 、い ₆ ～ロ 105 い ₁ ～ろ、は ₃ ～お 106 全 107 ろ～に、ほ ₂ ～イ 108 い～に ₂ 、ほ ₂ ～わ 109 い ₁ 、い ₂ 、は、に 110 全 111 い ₁ 、い ₂ 112 い、ろ、と～り、る～つ 113 い、ろ、ほ～よ 114 全 115 い～に、へ～り、る～イ 116 ろ～よ 117 ろ～ま 118 ろ～そ 119 い ₂ 、ろ ₃ ～へ、ち～イ 120 い ₁ ～ろ ₂ 、に ₁ ～た 121 い ₁ ～ろ、に	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
山北町	1 2 2 い ₁ ~い ₃ 、ろ ₂ ~つ	
	1 2 3 い~は、へ、ち	
	1 2 4 い~へ、と ₂ ~お	
	1 2 5 全	
	1 2 7 全	
	1 2 8 い~ほ、へ ₃ ~ち、り~イ	
	1 2 9 全	
	1 3 0 い、ろ ₂ ~ほ、へ ₂ ~ロ	
	1 3 1 ろ	
	1 3 2 い ₁ ~は、と~そ	
	1 3 3 い、は~に、と~る	
	1 3 4 い、は	
	1 3 5 い、は	
	1 3 6 い ₁ ~ほ、と~ね	
	1 3 7 い ₁ ~り、る	
	1 3 8 い	
	1 3 9 い ₂ ~か	
	1 4 0 全	
	1 4 1 い、ろ ₂ ~は ₂ 、に ₃ ~イ	
	1 4 2 い ₂ ~に ₁ 、ほ~と ₁ 、と ₄ ~く	
箱根町		30.53
	6 6 は ₁ 、は ₂ 、は ₄ 8 0 い~に	
湯河原町		52.85
	5 9 い、ろ ₁ 、ろ ₄ ~ち 6 0 全	

(2) 森林と人との共生林の区域

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積
総数		4,793.17
相模原市		64.66
	270 い ₁ ～り 274 全 275 全 276 い～は	
秦野市		647.85
	159～164 全	
山北町		2,688.96
	102 へ 109 ろ、イ 111 ろ～に ₉ 112 は～へ、ぬ、ね 113 は、に 115 ほ 116 い 117 い ₁ 、い ₂ 118 い ₁ 、い ₂ 119 と ₁ 、と ₂ 120 は ₁ 、は ₂ 121 は ₁ 、は ₂ 123 に～ほ ₃ 、と 126 全 131 い 132 に～へ 133 ろ、ほ、へ 134 ろ 135 ろ 136 へ 137 ぬ 138 ろ 143 全 144 い～は、ロ 145～156 全 157 い～に 158 全	

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積
箱根町		1,364.51
	66 い〜ろ ₄ 、は ₃ 、に 67 い〜ほ 68〜72 全 73 い〜よ 74 全 75 い〜ぬ 76〜78 全 79 い〜り ₃ 、ホ ₁ 〜ホ ₇ 80 ほ ₁ 、ほ ₂ 89〜92 全 93 い〜る 94〜98 全 99 い〜れ 100 全	
湯河原町		27.19
	58 全	

(3) 伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域
該当無し

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長:m、面積:ha、材積:m³

開設 ・ 拡張	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			備 考	
					面 積	材 積			
						針 葉 樹	広 葉 樹		
拡張	総 数		27 路線	4,200					
	自動車道 (改 良)	山 北 町	水の木(水の木)	700					
			大又沢(水の木)	50					
			大又沢(大又沢)	300					
			大又沢(富士見)	500					
			大又沢(菰釣山)	50					
			水 の 木	100					
			地 蔵 沢	150					
			樅 の 木	50					
			菰 釣 山	100					
			大 棚 沢	200					
			富 士 見 峠	100					
			白 石 沢	50					
			バ ラ ジ マ	50					
			忍 橋	100					
			三 国	200					
			法 行 沢	200					
			水 の 木 支 線	50					
			大 棚 沢 支 線	50					
			計	18 路線	3,000				
			相模原市	大 倉 山 支 線	50				
	小 倉 山	300							
	谷 山	200							
	仙 洞 寺 山	250							
	仙洞寺山支線	50							
	志 田 山	100							
	茨 菰 山	100							
	計	7 路線	1,050						
	箱根町	芦ノ湖西岸 (湖尻)	100						
		芦ノ湖西岸 (白浜)	50						
	計	2 路線	150						

別表7 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(1) 所在及び面積等

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	備 考	
市 町 村	地 区		(該当する保安林種)	
総 数		9,733.23		
小 田 原 市	計	37.38		
[小田原2市]	3、4、5	37.38	水源	37.38
相 模 原 市	計	837.10		
	(258、259)、260、 261、(266、267)、268、 269	147.74	水源	147.74
	262、(263～274)、275、 (276)、278～287、 (288)、289、(290)	486.55	土流	486.65
[鳥屋]	1、2、3、4	183.09	水源	183.09
[青野原]	1、2、3	19.72	土流	19.72
秦 野 市	計	650.39		
	159～164	647.69	土流	647.53
[秦野市北]	(3)	2.70	土流	2.70
南 足 柄 市	計	413.01		
[一部事務]	4～6	24.28	水源	24.28
[南足柄5市]	(4)、6～10、18～20	114.74	水源	114.74
[南足柄2町]	1～9	167.79	水源	167.79
[南足柄2市]	1、2、(6)、7～10	106.20	水源	106.20

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	備 考	
市 町 村	地 区		(該当する保安林種)	
山 北 町	計	6,367.15		
	(102~105)、 106~109、(110~112)、 113~118、(119、120)、 121、122、(123)、 124~139、(140)、141、 142	4,648.68	水源	4,648.68
	143、(144)、145~156、 (157)、158	1,506.90	土流	1,506.89
	[山北町山北]	(3)、5	13.51	水源 799.19
	[山北町共和]	8~10	76.20	土流 76.20
	[山北町三保]	1	48.85	水源 48.86
	[世附部落]	1	50.23	水源 50.23
[一部事務]	(1)、2、5	22.78	水源 22.78	
箱 根 町	計	1,343.31		
	(66、67)、68~72、(73)、 74、(75)、89~92、(93)、 94~98、(99)、100	799.19	水源	799.19
	(76)、77、78、(79)	515.17	土流	515.17
	(80)	28.95	土崩	28.95
湯 河 原 町	計	84.89		
	58、59、60	84.89	水源	84.89

(注) 1 市町村欄の〔 〕書は、官行造林地である。

2 地区欄の数字は林班で、() 書は区域が林班の一部であることを示す。

本表に該当する森林

項 目	略 称
水源かん養保安林	水 源
土砂流出防備保安林	土 流
土砂崩壊防備保安林	土 崩

(2) 留意すべき事項

ア 立木の伐採にあたっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、伐採方法は極力皆伐を避けるとともに、伐採箇所は小面積分散伐採とするよう努める。

イ 土地の形質の変更は極力行わないこととするが、変更を行う場合にあつては、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な処置を講ずるなど土地の保全に留意すること。

別表8 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

8-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考
総数（実面積）	9,933.05	
水源かん養のための保安林	5,680.68	
災害防備のための保安林	3,185.19	
保健・風致の保存等のための保安林	4,095.31	

(注) 総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を掲上した。

別表9 実施すべき治山事業の数量

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施行地区数	主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域			
相 模 原 市	258、259、260、263、 264、266、267、268、 270、280、282、283、 284、285、286、287、 288、289、290	19	本数調整伐	
山 北 町	102、103、104、105、 108、109、110、113、 114、116、119、120、 122、124、125、127、 129、132、133、136、 137、139、140、141、 142、144、147、148、 149、154、155、156、 157	33	山 腹 工 溪 間 工 本数調整伐	
箱 根 町	59、60、66、69、74、 75、80、89、94、97	10	本数調整伐	
合 計		62		

別表10 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考	
	市 町 村	区 域 (林班)			(重複制限林)	
水かん	総 数		6,449.35			
	小田原市 [小田原2市]	3～5	37.38	別表11、12 のとおり	国立特3	1.66
	相模原市	258～261、 266～269	330.83		土砂流出	183.09
	[鳥屋]	1～4			国立特3	183.09
	南足柄市 [一部事務]	4～6	413.01		国立特3	82.12
	[南足柄5市]	4、6～10、 18～20			国立特2	7.70
	[南足柄2町]	1～9				
	[南足柄2市]	1、2、6～10				
	山北町	102～142	4,784.05		保健林	569.45
	[山北町山北]	3、5			国立特3	4,747.76
	[山北町三保]	1				
	[世附部落]	1				
	[一部事務]	1、2、5				
	箱根町	66～75、 89～100	799.19		保健林	799.19
			国立特保		41.58	
			国立特1	259.56		
			国立特2	498.05		
			鳥獣特保	41.58		
湯河原町	58～60	84.89	国立特3	84.89		
土砂流出	総 数		3,437.95			
	相模原市	262～265、 274～276 278～290	689.46	別表11、12 のとおり	水かん	183.09
	[青野原]	1～3			保健林	31.48
	秦野市	159～164	650.23		国立特3	202.81
	[秦野市北]	3			保健林	647.53
		砂防指定			12.42	
			国立特保	91.90		
			国立特2	435.60		
			国立特3	122.73		
			鳥獣特保	91.90		

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林班)			
土砂流出	山北町	143～158	1,583.09		保健林 1,506.89 国定特保 124.39 国定特1 393.19 国定特2 729.96 鳥獣特保 383.74
	[山北町共和]	8～10			
	箱根町	66～75、 89～100	515.17		保健林 515.17 国立特保 181.98 国立特1 234.06 国立特2 99.13 鳥獣特保 181.98
土砂崩壊	総 数		28.95		
	箱根町	80	28.95	別表11、12 のとおり	国立特2 28.95
保健林	総 数		4,095.31		
	相模原市	274、275	31.48	別表11、12 のとおり	土砂流出 31.48
	秦野市	159～164	647.54		土砂流出 647.53 砂防指定 12.42 国定特保 91.91 国定特2 435.60 国定特3 120.03 鳥獣特保 91.91
	山北町	111～113、 117～139 143～158	2,076.35		水かん 569.45 土砂流出 1,506.89 国定特保 124.40 国定特1 393.19 国定特2 729.96 県立特3 569.45 鳥獣特保 383.75
	箱根町	66～100	1,339.94		水かん 799.19 土砂流出 515.17 国立特保 223.56 国立特1 519.20 国立特2 597.18 鳥獣特保 100.88
総 数		12.57			
砂防指定	総 数		12.57		
	秦野市	159～161、 164	12.57	別表14 のとおり	土砂流出 12.42 保健林 12.42 国定特2 2.95 国定特3 9.62

単位 面積 : ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林班)			
国 立 特 立 保	総 数		223.60		
	箱 根 町	75、77	223.60	別表13 のとおり	水かん 41.58 土砂流出 181.98 保健林 223.56 鳥獣特保 223.60
国 立 特 立 1	総 数		522.72		
	箱 根 町	68、70、 72～74、	522.72	別表13 のとおり	水かん 259.56 土砂流出 234.06 保健林 519.20
国 立 特 立 2	総 数		656.76		
	南 足 柄 市 [南足柄5市]	7	7.70	別表13 のとおり	水かん 7.70
	[南足柄2市]	7、8			
	箱 根 町	66～75、 78～80、 89～92、 94～99	649.06		水かん 498.05 土砂流出 99.13 土砂崩壊 28.95 保健林 597.18
国 立 特 立 3	総 数		1.66		
	小 田 原 市 [小田原2市]	5	1.66	別表13 のとおり	水かん 1.66
国 立 特 定 保	総 数		216.42		
	秦 野 市	161～164	91.98	別表13 のとおり	土砂流出 91.90 保健林 91.91 鳥獣特保 91.98
	山 北 町	150～153、 155	124.44		土砂流出 124.39 保健林 124.40 鳥獣特保 124.44
国 立 特 定 1	総 数		393.19		
	山 北 町	145、147、 150～153	393.19	別表13 のとおり	土砂流出 393.19 保健林 393.19
国 立 特 定 2	総 数		1,168.29		
	秦 野 市	159～164	435.69	別表13 のとおり	土砂流出 435.60 保健林 435.60 砂防指定 2.95

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考	
	市 町 村	区 域 (林班)			(重複制限林)	
国 定 特 2	山 北 町	144、 148～150、 154～158	732.60	別表13 のとおり	土砂流出 保健林	729.96 729.96
国 定 特 3	総 数		355.38			
	相 模 原 市 [鳥 屋]	1～4	223.64	別表13 のとおり	水かん	183.09
	[青 野 原]	1～3			土砂流出	202.82
	[牧 野]	3				
	秦 野 市	159～161	131.74		土砂流出	122.73
	[秦 野 市 北]	2、3		保健林	120.03	
[秦 野 市 西]	5	砂防指定地		9.62		
県 立 特 3	総 数		5,029.89			
	相 模 原 市	258～261	138.45	別表13 のとおり	水かん	82.12
	[佐 野 川]	1、2				
	山 北 町	102～142	4,806.49		水かん	4,747.76
	[山 北 町 三 保]	1		保健林	569.45	
	[世 附 部 落]	1				
湯 河 原 町	58～60	84.95		水かん	84.89	
鳥 獣 特 保	総 数		699.37			
	秦 野 市	161～164	91.98	別表14 のとおり	土砂流出	91.90
					保健林	91.91
	山 北 町	143、 145～147、 150～153、 155	383.79		土砂流出	383.74
		保健林		383.75		
箱 根 町	75、77	223.60		水かん	41.58	
				土砂流出	181.98	
				保健林	223.56	
				国立特保	223.60	

注 []は、官行造林地

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水かん	水源かん養保安林	国定特保	国定公園特別保護地区
土砂流出	土砂流出防備保安林	国定特1	国定公園第1種特別地域
土砂崩壊	土砂崩壊防備保安林	国定特2	国定公園第2種特別地域
保健林	保健保安林	国定特3	国定公園第3種特別地域
砂防指定	砂防指定地	県立特3	県立公園第3種特別地域
国立特保	国立公園特別保護地区	鳥獣特保	鳥獣保護区特別保護地区
国立特1	国立公園第1種特別地域		
国立特2	国立公園第2種特別地域		
国立特3	国立公園第3種特別地域		

別表11 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水源のかん養をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、若しくは公衆の保健をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。 ハ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 <p>(2) 間伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 同一の単位とされる保安林等においては伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所あたりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

事 項	基 準
3 植 栽	<p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタールあたり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注) 第3号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表12 保安林の種類別の伐採方法

保安林の種類	伐採の方法
水源かん養保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
土砂流出防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐
土砂崩壊防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐
保健保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐

別表13 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施業の方法
特別保護地区	<p>森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。</p>
第1種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は次の規定により行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。
第2種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設周辺（造林地、要改良林分、薪炭林は除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合は、その伐区は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合または車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第3種特別地域	<p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。</p>

別表14 砂防指定地等の森林の施業

以下の箇所については、それぞれの法令等で定めるところにより管理経営を行う。

区 分	施 業 の 方 法
砂 防 指 定 地	「神奈川県砂防指定地管理規則」による。
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日38林野計第1043号林野庁長官通達）